

令和8年1月30日

羽島郡広域連合消防本部

職員の不祥事について

発生日時	令和7年7月30日（水）午前1時44分ごろ
発生場所	岐阜市加納朝日町地内
事故概要	午前1時44分ごろ、岐阜市加納朝日町3丁目18番地付近道路において、酒気を帶び呼気1リットルにつき0.25ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、私用車を運転し物損事故を起こしたもの。
同乗者	なし
当事者	26歳 男性職員
所属	消防総務課（事故当時東消防署）
階級	消防副士長
懲戒処分	停職6月間 根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
処分発令日	令和8年1月30日（金）
行政処分	免許取り消し（欠格期間2年）
刑事処分	罰金40万円
その他	管理監督責任として、消防長、東消防署長を厳重注意とした。

《横山稔雄消防長のコメント》

住民の生活や財産を守るべき立場にある消防職員が、このような不祥事を起こしたことは誠に遺憾であり、住民の皆様に心より深くお詫び申し上げます。今回の事案を厳粛に受け止め、今後二度と同じことが繰り返されないよう、飲酒運転根絶に向け、全職員に指導し、住民の皆からの信頼回復に努めてまいります。

【問い合わせ先】 消防本部 総務課長 葛谷
 総務課長補佐 篠田
 電話：058-388-1196